**名古屋市私立高等学校授業料補助についてのお知らせ**

名古屋市私立高等学校授業料補助制度は、昭和48年に全国に先駆けて導入され、保護者の負担軽減により公私間格差の是正を図る目的から、愛知県の授業料補助制度の対象外となる世帯に対し、政令指定都市で唯一、独自の補助を行っております。

愛知県の私立高等学校に通う生徒の保護者の負担を少しでも軽くするため、次のとおり授業料の補助を行いますので、該当される方はこの制度をご利用ください。

**１　授業料の補助を受けることができる方**（次の４つの条件をすべて満たしていること。）

 (1) **愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲にあてはまらないこと。**

(2) **10月1日**に在籍していること。

(3) 生徒とその保護者の住所がともに**10月1日**に名古屋市内にあること。

(4) 保護者の**令和２年度市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合計額（「以下、所得割額」という）**が下表の補助基準に該当すること。（所得割額は原則として、父母の合計額となります。ただし、父母以外の方が地方税法上の生徒の扶養者となるときは、その方を含みます。）

**２　補助する金額**

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　基　準 | 補　助　額 |
| 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲**外**で、令和２年度所得割額が542,500円未満の世帯 | **年額４２，０００**円 |
| 令和２年度所得割額が692,500円未満の世帯 | **年額２５，０００**円 |



※１　実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、

納入する金額を限度とします｡

※２　婚姻歴がなく、現在も婚姻状態（事実婚も含む）にない

ひとり親世帯が、所得等の一定の条件を満たす場合、寡婦

(夫）控除をみなし適用し、補助額の算定を行います。

適用を受けたい場合は、在籍する学校へお申し出ください。

なお、みなし適用を行っても、補助額に影響しない場合も

あります。